

「憲法9条で平和が守れるのか」

2022年5月22日

静岡県労働研究所 理事長（弁護士） 萩原 繁之

国際法に違反したことの明白なロシアによるウクライナ侵攻という無法な事態、罪のない一般市民が殺戮されているらしい事態を前にして、今、「憲法9条で平和を守れるのか」という声高な合唱が聞こえる。

新型コロナウイルス感染症の世界中での蔓延が終息しない中、もっと前からの国内での前首相に関わるモリカケサクラ疑惑など解明されず、学術会議会員任命拒否問題も解決せず、ミャンマーでの軍事クーデターだの新疆ウイグル自治区での人権侵害疑惑だの、平和と人権と生活の安定と我々みんなの幸福追求を大事にしたいと考えている人々には、つらくていやなことが続いていて、そうした中で、さらに知床遊覧船事故だの、ということが起きて追い打ちをかけられる感があると、なんだか鬱になってしまいそう、という方々もあるのではなからうか。芸能人が相次いで自ら死を選んでいるらしいのも、そういう流れと関係があるのかも知れない。

しかし、我々みんなにとって、もっと大きく言えば、人類にとって、ここが踏ん張りどころ、という気がしている。

「憲法9条で平和を守れるのか」という声高な合唱に対しては「憲法9条を変えれば平和を守れるのか」と反問したい。

もちろん、憲法9条が、悪霊退散の万能のお札でもあって、そういうお札があれば霊験あらたかでも悪霊は必ず退散するものである、などという代物なのであればともかく、そんな代物は、現代の科学の到達点からはあり得ないのだし、憲法9条も、そもそも武力侵攻による我が国への被害を、完全に防ぐことを図って制定されたわけではないと考えられる。無法な侵略による、被害ではなく、加害の歴史を踏まえて制定されたのが、憲法9条なのだから。

そうして制定された憲法9条を変えると言うことは、加害の歴史への深刻な反省をかなぐり捨て、「無法な侵略の加害をしないと約束しない」という姿勢を対外的に示すことである。このことが近隣諸国との平和維持にとって良い意味を持つわけではないと、筆者は考えるのだがどうだろう。

この問題についても、核兵器禁止条約の問題についても、問題は「抑止力論」「核抑止力論」という、「いざとなったら、やったらやり返される、ということのをわからせることによってやられることを防ぐ」という考え方の是非である。銃器規制についての我が国とアメリカとの違いを見ると、「銃器による被害から身を守るために銃器を持つことを人権として認める」という、抑止力論の考え方が実効性を持たないことは明らかではないだろうか。

次に、日本国憲法は、9条だけを平和を守る保障としているのではないだろう。

ウクライナ侵攻を断行したロシアの国内情勢を見て、戦前戦時の日本での、特別高等警察などによる思想言論弾圧、大本営発表に見られる官製フェイク報道の世論支配と引き比べて考える人々は、当時を直接経験した方々が既に極めて少数となっても、近現代史を学んだ人々の中では、少なくないだろう。今のロシアのように、自他国民を不幸に導くような権力者による思想、言論、報道、出版の統制を許さないために、思想、学問、言論、

出版、表現の自由をはじめとする基本的人権の保障と、それに支えられる国民主権が唄われている。

そして、近年の国際社会においては、人権の問題は、決して国内問題ではない、というのが到達点になりつつある。戦後、1950年代、ネルー周恩来会談で言われた平和五原則やバンドン会議で言われた平和十原則には「内政不干涉」という項目が、国際社会における原則として唄われているのだが、人権問題は、この内政問題にはとどまらない、というのが近年の到達点になりつつあるのである。だから、ミャンマーでの軍事クーデター政権による人権弾圧も、新疆ウイグル自治区における人権弾圧の疑惑も、さらには、1989年の天安門事件での人権弾圧も、国内問題にはとどまらない。ロシア国内での言論弾圧が、対外侵略とつながっていることは、こうした到達点が、まったく正しいものであることを示していると思う。

最後に、心身の健康のための自衛策を紹介させていただく。面白くもおかしくも楽しくもなんともなくとも、身体運動として、声を出して笑う。呼吸法も加えて「笑いヨガ」。これ、おすすめ。